⑼　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑴２）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料等を提出することができる。この場合において、上記２⑴１）及び３）から15）までに掲げる事項を満たしているときは、技術提案提出時において上記２⑴２）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、上記２⑴２）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

⑽　詳細は業務説明書による。

⑾　本建設工事に係る契約締結の条件は、当該工事に係る予算示達がされた場合とする。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Satoshi Takamatu, Director-General of the Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Design and Construction Work of the Ohtani Loop

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 1 : 00 P.M. 1 August. 2025

⑸　Time-limit for the submission of technical proposal by electronic bidding system : 1 : 00 P.M. 6 October. 2025

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1―1―1 Misakicho Chuo-ku Niigata-shi, Niigata, Japan 950―8801 TEL 025―280―8880 ex. 2526

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和７年７月22日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長　髙松　　諭

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　Ｒ７　249号烏川大橋復旧工事にかかる技術協力業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　業務場所　能登復興事務所（国道249号烏川大橋：石川県珠洲市馬緤町地先）

⑷　内容　Ｒ７　249号烏川大橋復旧工事にかかる技術協力業務（以下、「技術協力業務」という）

１）Ｒ７　249号烏川大橋復旧工事にかかる技術協力業務　１式

２）打合せ　１式

※本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。

３）履行期間　契約締結日の翌日から令和８年３月31日まで

４）その他

①　別冊数量総括表及び別冊仕様書のとおり。

②　Ｒ７　249号烏川大橋復旧工事　全体延長210m（以下、「建設工事」という）

建設工事の内容（参考）

【Ｒ７　249号烏川大橋復旧工事】

・伸縮装置取替工　１式
・支承取替工　１式
・斜面対策工　１式
・橋梁新設（橋台背面）工　１式
・片持ち擁壁工　１式
・上部工補修　１式
・Ａ１・Ａ２橋台　撤去・再施工　１式
・Ｐ１・Ｐ２橋脚　断面補修・補強繊維巻き立て　１式
・地すべり抑止工　１式
・工事用仮桟橋　１式
・仮受架台　１式
・予定工期は、建設工事に係る契約締結日の翌日から令和10年３月31日

⑸　実施形態

１）本業務は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18号に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下、「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象案件であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合は、建設工事の随意契約相手方として特定する。

なお、建設工事に係る契約締結は、必要な予算が確保された場合とする。

２）本業務は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、一次審査で選抜された者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

３）本業務の規模は500万円程度（税込み）を想定している。

４）本業務は、一次審査の審査評価点の合計が上位７者（ただし、７者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）から技術提案書の提出を求める段階的選抜方式の適用案件である。

５）本業務においては、資料の提出を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に紙入札方式承諾願を提出すること。

６）本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象案件である。なお、電子契約システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。

７）本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価を試行するものである。

2　段階的選抜方式（一次審査）

⑴　競争参加資格等　一次審査に係る評価の結果により競争参加資格を満たす者について、技術提案書の提出を認める。

一次審査における評価点は、評価基準に従い評価項目毎に算出し合計する。なお、評価項目、評価基準については、業務説明書のとおりとする。

下記１）～15）の要件を満たしているものにより構成される地域維持型建設共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年７月22日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長からＲ７　249号烏川大橋復旧工事に係る地域維持型建設共同企業体としての競争参加資格の認定を受けている者（以下「地域維持型ＪＶ」という。）、又は下記１）～15）の要件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であり、企業の技術力について記載した申請書及び資料を提出した者で、２⑴の一次審査における審査評価点合計が高い順に７者選定する。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、北陸地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ７者に追加して選抜するかどうかを決定する。

１）予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。また、技術協力業務委託契約の締結日までに単体又は地域維持型ＪＶ、経常ＪＶのうちの１社（下記７）の管理技術者を配置する社）は、北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関する